

平成29年度 基本施策評価シート（部別）

基本目標	環境に優しいまちの形成
基本方針	自然と共生するまち
基本施策名	快適な生活環境の整備

	所属	職名	氏名
作成者	廃棄物対策課	課長	白澤勇一
評価者	■市民生活部	部長	宮澤万茂留

1 基本施策に対する基本姿勢

現状	「地域の環境は地域で守る」を合言葉に旧来は一部地区だったものが、現在は市内全83区において「環境部」が組織され、地域でのごみ・環境問題に取り組んでいただいています。具体的には、ごみ・資源物集積所の維持管理をはじめ、ごみ減量化の推進と市内一斉清掃などの美化活動や、資源リサイクルなど循環型社会の形成推進に向けた取り組みを継続的に行って、快適な生活環境の保全を目的とする施策が定着してきました。近年は各区のみならず、市内企業や事業所等団体による清掃活動も定着して、安曇野の豊かな自然と恵まれた生活環境を保全し、きれいな安曇野を後世に残したいとする意識が高まってきているものと考えられます。しかし一方では、不法投棄、違反ごみの排出、廃棄物の違法な野外焼却は依然として後を絶たず、根絶することが難しい状況となっています。また、区への未加入者のごみ等集積所の利用について、近隣トラブルになるケースが見受けられ、ライフスタイルの多様化に伴って、連帯意識が希薄となるなど切実な問題も生じています。
基本方針 (目指すべき方向性)	公害監視体制の強化やごみ排出マナー向上と環境美化に関する意識の高揚を図り、健康で快適な市民生活の保持を目指します。

2 施策指標

指標	単位	(設定時)	目標値	H27	H28	H29	達成率	進捗状況	所管課
環境美化活動団体数（団体・累計）	団体	112	115	103	103	215	187	予定以上	廃棄物対策課
環境美化活動参加数（人/年）	人	15,381	19,000	17,259	17,280	31,984	168.3	予定以上	廃棄物対策課

施策指標の進捗状況と分析	環境美化活動への参加団体数及び参加者数は、地域の自主的な一斉清掃活動や生活環境保全活動の重要な指標であると考えられます。市は、地域の独自性を尊重し生活環境保全活動を支援することで、違反ごみやボイ捨て及び不法投棄等の違反行為に対して、市民協働による地域全体で監視体制意識を持つことが、次の違反行為を許さない環境づくりへとつながっていくものと考えています。また、市は、地域の環境活動と環境学習への取り組みを支援し、ごみ・資源物に対する関心を持つこと、地域主導による清掃活動の実施や指定集積所の維持管理業務などから住民同士のつながりが生まれることを期待しています。もって、分別の指導、違反ごみへの指導など適切なごみ処理推進とルール遵守及び環境美化への意識の高揚につなげていきたいと考えています。
--------------	--

3 基本施策を構成する事務事業の評価

(単位：円)

No	コード	事務事業名	所管課	事業費					事務事業の状況				重点化			
				H27	H28	H29	H30	H31	合計	事業区分	新/継	終期		方向性	正規職員数	
1	0104320	不法投棄対策事業	廃棄物対策担当		5,248,256	5,398,154				10,646,410	定型業務	新規	期限なし	現状のまま事業を実施することが適当	0.42	
2	0104330	可燃ごみ有料化事業	廃棄物対策担当		8,361,356	8,265,142				16,626,498	定型業務			事業の進め方の改善が必要	0.04	○
3	0104400	環境活動支援事業	廃棄物対策担当		22,505,136	23,859,244	23,986,000	22,986,000	93,336,380	政策的業務	継続	H35以降	事業の進め方の改善が必要	1.01		
4	0104410	生活雑排水処理施設管理事業	廃棄物対策担当		21,728,041	24,553,073				46,281,114	定型業務			現状のまま事業を実施することが適当	0.49	
合計					57,842,789	62,075,613	23,986,000	22,986,000	166,890,402							

事務事業量とコスト (費用対効果)の分析	市民のライフスタイルの多様化に伴い、資源物の出し易い環境を整えるため、穂高生活雑排水処理場の遊休スペースを有効活用し、狭隘である穂高リサイクルセンターの拡充工事を進めました。このことにより、資源物回収場所のスペース不足を解消し、資源物を車を持ち込むときの円滑な動線を確保しました。また、不法投棄常習箇所への警告看板や防止ネットの設置、年2回の市内一斉清掃の実施及び広報活動を行なって、環境美化並びに生活環境の保全に対する意識の高揚を図り、地域環境を守るための施策を実施します。廃棄物対策における事務事業量とコスト（費用対効果）の分析については、特に、ごみ・資源物の安定的な収集運搬とその適正処理に関して優先して考慮していかなければならず、経済性の追求よりも安定収集及び持続可能な処理処分の保持が、常に求められているところです。
-------------------------	---

重点化事務事業の考え方	市では、廃棄物の処理や清掃について定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の全部改正に伴い、平成29年6月議会において議決された「安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例」を平成30年1月1日から施行しました。この条例は、安曇野市の豊かな自然と恵まれた生活環境を保全し、きれいな安曇野を後世に残すために、廃棄物処理法に規定されているもの以外に、市の廃棄物行政における課題に対応する独自条例としての機能を拡充したものであります。特に、市販の燃えるごみ専用袋には、市条例で定める1枚30円の証紙代が付されており、ごみ処理手数料として合併前より有料化を図ってきたところです。この条例では、再利用や再生利用及び発生抑制を推進して資源循環することの重要性を規定していますが、いくら分別及び減量しようとしても、どうしてもできない廃棄物に「紙おむつ」があります。今回の重点項目では、先進地に倣い子育て支援の一環として、「紙おむつ」の排出に係る2歳未満の乳幼児1人につき1回限り、最大100枚の「市指定の燃えるごみ専用袋」を養育者に交付する新たな事業を開始します。
-------------	---

縮減・廃止事務事業の考え方	
---------------	--

総合評価 (次年度へ向けた課題の抽出)	現在、安曇野市においては粗大ごみの処理を直営で行うことができず、処理できる事業者をあっ旋しているのが現状ですが、穂高広域施設組合が平成33年3月稼働予定で建設整備を進める「新ごみ処理施設」では、一定の可燃性粗大ごみが処理できる施設を設置する計画です。また、平成30年6月議会において「安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例」の一部改正を行なって木くず等の処理料金を規定します。これにより従来は直径8cm以下しか受入れ処理することのできなかった木くず等について有料で持ち込むことができるようになり、不法投棄や違法な処理処分及び野外焼却の抑止につながっていくものと考えています。併せて、現在慣例により便宜的に各リサイクルセンターにおいて、毎月1回もしくは隔月1回で行っている粗大ごみ回収は、市直営事業ではないこと、一部事業者のみの場所占有となっていること、処理料金体系が整わないことなどから廃止し、今後は粗大ごみの受入れが可能で持込みを希望するすべての許可業者を市HP及び「ごみ・資源物の出し方の手引」に掲載して、市民が事業者を選択できるように改善していきます。
------------------------	--

平成29年度 基本施策評価シート (部別)

基本目標	環境に優しいまちの形成
基本方針	環境への責任を果たすまち
基本施策名	循環型社会の構築

	所属	職名	氏名
作成者	廃棄物対策課	課長	白澤勇一
評価者	■市民生活部	部長	宮澤万茂留

1 基本施策に対する基本姿勢

現状	可燃ごみの有料化や容り法の施行に伴う分別収集など、ごみ減量化に向けた取組みは以前から一定の成果を上げてきましたが、ここ数年横ばいであった可燃ごみの排出量は事業系一般廃棄物の増加によって昨年度から微増に転じ、さらなる減量が厳しい状況となっています。また、循環型社会の形成推進を取り巻く状況はライフスタイルの多様化によって、ごみ・資源物が一層出し易い環境へとシフトする傾向にあり、古紙類を中心として民間活力による資源物回収が進んでいます。このことから「リサイクル率」は、もはや市の施策評価の活動指標とはなり得ない状況になりつつありますが、言い換えれば、資源物が適正に処理されれば循環型社会のさらなる成熟にもつながり、市の収集運搬費等行政経費の削減になると考えられます。可燃ごみとして排出されていた古紙類等も有用な資源物だと感じられる機会が身近に多く増えれば、総合的なごみ減量につながっていくものと考えられます。市は、循環型社会形成推進の取り組みとして、市内3箇所にあるリサイクルセンターの開場日や回収品目を増やすなど利便性向上を図ってきましたが、今後もニーズに合った必要なインフラ整備を進めていきます。
基本方針 (目指すべき方向性)	大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活を見直し、ごみの減量化と資源の再利用、リサイクルを進め循環型社会の構築を目指します。

2 施策指標

指標	単位	(設定時)	目標値	H27	H28	H29	達成率	進捗状況	所管課
燃えるごみ排出量 (g/人・日)	グラム	378	346	370	370	375	100	順調	廃棄物対策課
資源物排出量 (g/人・日)	グラム	151	153	101	83.8	82.2	54.4	停滞	廃棄物対策課
リサイクル数量 (t/年)	トン	5,514	5,673	3,649	3,006	2,880	52.2	停滞	廃棄物対策課
廃食用油回収事業 (石けん、BDF) (L/年)	リットル	3,099	4,200	4,209	4,719	4,177	99.5	順調	廃棄物対策課

施策指標の進捗状況と分析	可燃ごみの排出量はここ近年、家庭系一般廃棄物の分別努力等(3R等)によって減少し、微減ないし横ばい状態を維持してきましたが、昨年度から事業系一般廃棄物がそれを上回る増加率となったため、総体的には微増しています。また、ごみの排出量は、景気の動向や経済活動に影響を受け易く、社会経済が活発になると事業系一般廃棄物が増加してくる傾向が顕れてきます。現状分析から、今後さらなるごみ減量化の推進に有効と考えられるものは、事業系一般廃棄物の分別収集による減量及び資源化推進が一番に挙げられることから、これに着目した事業施策の展開を目指します。
--------------	---

3 基本施策を構成する事務事業の評価

No	コード	事務事業名	所管課	事業費					事務事業の状況					重点化	
				H27	H28	H29	H30	H31	合計	事業区分	新/継	終期	方向性		正規職員数
1	0104370	ごみ減量化推進事業	廃棄物対策担当		6,002,895	7,701,998	8,394,000	8,394,000	30,492,893	政策的業務	継続	H35以降	現状のまま事業を実施することが適当	3.44	○
2	0104380	最終処分場施設管理事業	廃棄物対策担当		12,714,644	15,953,177			28,667,821	施設の管理運営	継続	H35以降	現状のまま事業を実施することが適当	0.45	
3	0104390	リサイクルセンター施設管理事業	廃棄物対策担当		7,235,183	18,567,462			25,802,645	施設の管理運営		期限なし	事業の進め方の改善が必要	0.36	
4	0104412	生活雑排水処理場施設改修事業	廃棄物対策担当		5,292,000	44,337,670			49,629,670	ハード(継続)	継続	H29	現状のまま事業を実施することが適当	0.8	
合計					31,244,722	86,560,307	8,394,000	8,394,000	134,593,029						

事務事業量とコスト(費用対効果)の分析	家庭系一般廃棄物については、市民の分別収集の徹底や3Rなどの努力によって、実施すべき施策の殆どは既に実施してきているものと考えます。これに対して事業系一般廃棄物は、経済活動優先の企業理念や人件費等事業コストの削減方針によって、分別やごみ減量に手間暇を掛けるよりも、包括的に迅速に処理した方が安価に対応できるという事業傾向が主流となっていることから増加の一途を辿っています。市のごみ減量化施策を費用対効果で見た場合、徳高広域施設組合への負担金や、経常収集運搬費をはじめとする清掃費歳出の総額は、ごみ処理手数料として収入される可燃ごみ袋有料化による歳入の総額をはるかに凌ぐ額であり、廃棄物対策事業は歳入歳出のバランスを考慮できる事業とは考えにくく、安定収集及び適正な処理処分が優先される事業であり、リサイクルすればするほどその経費負担は大きくなります。このため、時間と手間と経費が掛かる事業系一般廃棄物の減量は、同じ一般廃棄物でも家庭系の減量と比べて推進することが難しいとされてきた課題ですが、今後は当面の間、事業系一般廃棄物の減量を対象とした事業展開を目指していきたいと考えています。
---------------------	---

重点化事務事業の考え方	可燃ごみの減量を実現するため、ごみの排出についてさらなる分別資源化を進めます。特に可燃ごみの約3分の1を占めると言われる生ごみ等厨芥類の減量を目的とした生ごみ処理機等購入補助金制度については、昨年度5年間に1世帯1台としていたコンポスターの購入補助金を5年間に1世帯2台まで拡大するため補助金交付要綱の一部改正を行いましたが、今後も積極的に周知広報に努めていきます。可燃ごみの約半分を占める事業系一般廃棄物の減量に向けては、事業所で分別された資源物を市内リサイクルセンターで受け入れられるように条例等を整備しました。これにより事業者は古紙類を中心とした資源物の分別を行なって、自らの収集運搬において直接市内3リサイクルセンターへ事業系一般廃棄物の排出することができるようになります。また、市では従来より処理困難物としていた庭木の剪定枝などで直径8cm以上の大きさのものや木製家具など木くず等について、豊科リサイクルセンター内のストックヤードで受入れ処理する予定となっており、家庭系・事業系両方の木くず等を有料で処理できるよう事業を進めて、可燃ごみの減量につなげていきたいと考えています。
-------------	---

縮減・廃止事務事業の考え方	
---------------	--

総合評価(次年度へ向けた課題の抽出)	市ではごみ減量と循環型社会の形成推進及び市民の利便性向上のため、平成33年3月の「新ごみ処理施設」の稼働を待つより前に、木くず並びに木質系粗大ごみが持ち込めるストックヤードを豊科リサイクルセンター敷地内に建設し受入れ、従来は処理困難物としていた木くず等を処理処分して、一般廃棄物処理における市の責務を果たします。このことは平成30年1月1日から施行している「安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例」に規定する廃棄物の適正処理に基づき行うもので、市総合計画、一般廃棄物処理計画、同分別収集計画等との整合を図り、快適な生活環境の整備、保全に向けた施策を展開します。一般廃棄物の処理は市の責務ですが、全国一律にそのサービスが実施されている訳ではなく、自治体の規模や財政状況及び地形地勢によって処理できる一般廃棄物の品目、処理量(中間処理・最終処分)等は大きく異なります。今後、市では徳高広域施設組合が建設整備を進める「新ごみ処理施設」の稼働に合わせて、一般廃棄物における一層円滑で適正な処理処分が維持推進されるよう、また、市民の利便性が向上されるよう努めていきたいと考えています。
--------------------	--